

●香川県告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和4年8月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

さぬき市寒川町石田東字越太尾甲3118番、甲3119番、甲3123番1、甲3124番、甲3126番1

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）